

令和4年度事業計画

【基本方針】

私たちを取り巻く環境は、長引く経済不況や高齢化の進行、人間関係の希薄化による地域力の低下、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の大きな変化など、さまざまな課題が生じています。

このような中、本会は地域福祉を推進する中核団体として、地域住民の複合・複雑化した生活課題に対し、多機関と連携し住み慣れた「家庭」や「地域社会」において、継続し、自立した生活を営むことができるよう、あらゆる人々の抱える課題に対応し、各種の福祉サービスや援助の仕組みを整え、提供し、安全で安心な地域社会づくり、住民同士の助け合いや支え合いなど、「だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

また、地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公平さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。事業の展開にあたっては、「連携・協働の場」としての役割を十分に發揮できるよう、地域住民や関係機関・団体等と協働し、地域福祉事業の構築に努めます。

【重点目標】

1. 社協活動基盤の整備

(1) 本市の地域福祉・在宅福祉を総合的に推進する民間の中核団体としての機能を十分に發揮するため、事務局をはじめ各事業の職員体制の整備に努めるとともに、職員の資質向上を図る。

2. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター機能の充実を図り、情報収集を行うとともに団体や個人のボランティアの育成とその活動を積極的に支援する。

(2) ボランティア活動普及事業協力校の指定、児童生徒のふれあいボランティア事業及びサマーボランティア体験事業の開催により、青少年のボランティア活動の推進を図る。

(3) 元気度アップ・ポイント事業の管理機関として、市民が地域貢献・社会参加することを支援し、健康維持や介護予防への取り組みの促進を図る。

3. 在宅福祉サービス事業の効果的運営

(1) 「通所介護」、「介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）」の実施により、要支援及び要介護状態にある高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

(2) 「通所型サービスA事業」の実施により、要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生をおくることができるよう支援する。

(3) 「居宅介護支援事業」の効果的展開を行い、公平・中立なケアプランづくりにより自立した日常生活を営むことができるよう支援を行い、事業の安定・強化を図る。

(4) 「訪問入浴介護事業」の実施により、要介護状態にある高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り快適な在宅生活ができるよう支援する。

(5) 「福祉サービス利用支援事業」の実施により、認知症・精神障害・知的障害があっても金銭管理に不安を抱くことなく住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう日常生活の支援を行う。

(6) 「福祉有償運送事業」の実施により、公共交通機関を利用しての外出が困難な方に対して有償による移送サービスを行い、快適な社会参加を支援する。

(7) 「生活困窮者自立支援事業」の実施により、生活困窮者の自立の促進を図る。

【事業実施計画】

区分	事業・活動名	事業の目的及び内容
1. 会務の運営	(1) 役員会の開催	社協の円滑な運営と事業の推進を図るため、理事会、評議員会を開催する。 理事会 2回 評議員会 2回
	(2) 関係機関・団体との連絡・協調	県・地区・支部社協、行政機関をはじめ、各福祉施設、福祉団体等の関係機関・団体と連携・協調して各事業及び地域福祉活動を推進する。
	(3) 役職員の資質の向上	県社協等が主催する各種大会や研修会に出席する一方、日常的に研鑽の場を設けるなどして役職員の資質向上を図る。
	(4) 広報活動の充実	「社協だより」を年2回、また必要に応じてチラシを発行して広報活動に努めるとともに、市民の理解と活動への協力を求める。 ホームページを活用した情報発信・情報公開に努める。
2. ボランティアの育成と活動の推進	(1) ボランティアセンター運営体制の整備充実	ボランティアセンター運営体制の充実を図るために、活発な活動ができる体制づくりに努める。
	(2) ボランティアコーディネーターの配置とその活用	ボランティアセンターの円滑な運営と機能の活性化を図るために、ボランティアの登録及び活動の場の提供等を行うボランティアコーディネーターを配置してその活用を図る。
	(3) ボランティア協力校の指定	ボランティア協力校を指定して活動の支援を行い、青少年のボランティア意識の高揚と普及を図る。 ふれあいボランティア活動を推進し、10回単位の達成で認定証の交付を行う。20回達成者については「小さな親切」実行章の推薦を行う。
	(4) 元気度アップ・ポイント事業の管理機関としての業務	自主的な健康づくりやボランティア等の社会参加活動に対して、商品券に交換できるポイントを付与し、健康維持や介護予防への取り組みを促進し、併せて地域経済の活性化を図る。 ①参加者の登録申請受付・研修会の実施 ②ポイント手帳の交付 ③ボランティア及び介護保険施設等との調整
3. 高齢者福祉活動	(1) 老人クラブ研修事業	清掃作業、健康相談、講話・交通安全教室・レクリエーション等も取り入れ、楽しい時を過ごす場を提供する。また、老人福祉センターの施設を有効活用した活動を展開し、元気老人の育成及び老人クラブの組織強化を支援する。

区分	事業・活動名	事業の目的及び内容
3. 高齢者福祉活動	(2) 長寿者への記念品贈呈・友愛訪問活動事業	<p>長寿者（90歳以上の高齢者）に対して永年のご苦労をねぎらうとともに、長寿を祝い記念品を贈呈する。</p> <p>また、民生委員による一人暮らし高齢者・夫婦のみの高齢者世帯を対象とした友愛訪問活動（年末カレンダー配布等）を行う。</p>
	(3) 居宅介護支援事業の運営	利用者の介護ニーズに応じたケアプランの作成に努め、自立した日常生活を営むことができるよう、行政、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉のサービス提供機関との連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
	(4) 「生きいきデイサービスセンター」事業	<p>要支援及び要介護状態にある高齢者等の社会的孤独感の解消や生活機能の維持及び向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。</p> <p>明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。</p>
	(5) 訪問入浴介護事業	要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
	(6) 通所型サービスA事業	<p>要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろ～て元気アップ体操
	(7) 関係機関との連携	地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者の介護予防・生活支援に努める。
	(1) 障害児（者）団体及び活動への支援	<p>障害児（者）ができる限り自立した生活ができるように、本人はもとより家族や団体及びその活動について支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手をつなぐ育成会活動への支援 ・仲良し交歓会での交流 ・特別支援学級児童生徒への支援 ・各種行事への支援並びに参加

区分	事業・活動名	事業の目的及び内容
5. 青少年福祉活動	(1) 福祉人材養成研修事業 「サマーボランティア体験事業」	<p>青少年のボランティア活動への参加を促進するため、夏休み期間を月間と定め、ノーマライゼーションやボランティア活動への理解と関心を深める機会とする。</p> <p>①ふれあい体験プログラム デイサービス、児童館、老人福祉施設等の各種プログラムを計画し、ふれあい体験を実施する。</p> <p>②福祉入門教室 非常炊き出し訓練、手話講習、高齢者疑似体験を通して、ボランティア活動への興味・関心を高める。</p>
	(2) かもめ児童館・美浜児童センターの運営	<p>子育て支援、放課後児童への対応等、児童館・児童センターの役割は益々重要なものとなり、行政をはじめ関係機関、保護者、地域の方々との連携を強化して子どもを見守り育てるため、次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びを通じた子どもの育成 ・子育て家庭の支援 ・地域の子育て環境づくり ・子育てサロンの開催 ・コスモス教室への協力
6. 母子寡婦福祉活動	(1) 母子寡婦福祉会活動への支援	社会福祉団体としての活動を支援する。
7. 低所得世帯等への資金の貸付事業	(1) 生活福祉資金貸付事業	低所得世帯・障害者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、目的に応じた資金貸付の業務を行い、地区担当民生委員の協力のもと適切な償還指導等を行い世帯の自立更生を支援する。
	(2) 助け合い資金貸付事業	低所得世帯等に対して一時的・緊急的に必要な小口貸付を行い、世帯の自立更生を支援する。 適切な償還指導を行い、事業の円滑な運営を図る。
8. ふくしのまちづくり事業	(1) 福祉サービス利用支援事業	<p>認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力が不十分な方に対して、自立した生活ができるように相談及び支援を行う。</p> <p>①福祉サービス利用手続きの支援 ②日常生活の金銭の出し入れ ③重要書類等（通帳・印鑑・各種証書）の保管</p>

区分	事業・活動名	事業の目的及び内容
8. ふくしのまち づくり事業	(2) 利用者の相談・苦 情への対応	サービス利用者からの相談や苦情の円滑かつ円 満な解決を図るため、相談・苦情解決責任者、相談・ 苦情受付担当者、第三者委員を選任してその体制を 整備するとともに、利用者への周知を図る。
	(3) おたすけ愛ネッ トワーク互助事業	高齢者・障害者等が安心して生活できるよう、地 域全体で見守り、地域住民による支え合い活動のし くみを構築する。ちょっとした困りごとの解決のた め有償ボランティアによる支援体制を構築する。
	(4) 福祉有償運送事 業	利用者として登録された高齢者及び障害者等に 対し、実費の範囲内であり、また営利とは認められ ない範囲の対価によって、原則ドア・ツー・ドアの 移送サービスを行う。
	(5) 生活困窮者自立 支援事業 (西之表市くらしサ ポートセンター)	主任相談支援員を配置し、生活困窮者が抱える複 合的な課題を的確に評価・分析し、自立に向けたプ ランの作成を行い、関係機関と連携しながら生活全 般にわたる包括的な支援を行う。 また、多様な課題を抱える生活困窮者を包括的に 支援するため、就労準備支援事業及び家計相談支援 事業をからめ、自立に向けた効果的な支援を行う。
	(6) 支え合いマップ 活用による地域共生 社会実現に向けた取 り組み	支え合いマップづくりを通して地域課題を住民 自らが発見し考え、公助に加えて共助と自助が機能 し、公助ではカバーできない課題を共助による住民 の支え合いで解決できる地域共生社会の実現を目 指す。
	(7) かごしまおもい やりネットワーク事 業への参加	福祉的課題や生活課題を抱える地域住民等を対 象に、社会福祉法人の持つ機能・ネットワーク・資 源を地域で活かしながら相談支援の活動を行う。 問題を抱えている住民が自立した生活ができる ことを目標に、継続的な相談・支援や見守りを行う。 ①基金への拠出 ②相談員及びコミュニティワーカーの配置 ③経済的支援 ④関係機関との連携
9. 被災者救援活 動	(1) 災害被災者への 援助活動	火災や風水害等による被災者若しくは遺族に対 し、災害見舞金支給規程に基づき、災害発生後速 かに見舞金を支給するとともに、日本赤十字社災害 救援物資及び共同募金会見舞金を支給する。

10. 指定管理者指定による施設の管理・経営	(1) 西之表市老人福祉センターの管理・経営	市委託事業に関わる使用及び、利用者の利便性を最大限に考慮し、創意工夫しながら施設の有効活用を行う。また、市民及び福祉関係団体等への施設の積極的な開放を行う。
	(2) かもめ児童館・美浜児童センターの管理・経営	放課後児童への対応、子育て支援等、地域社会の実情やニーズを踏まえた柔軟な活動及び施設活用を行う。
11. 共同募金運動	(1) 赤い羽根共同募金運動	赤い羽根共同募金の趣旨の理解を得るために、支部社協・自治公民館長への協力依頼や広報紙・チラシ等を使った広報活動を行い、地域住民・関係団体・企業の協力をいただき目標達成に努力する。 また、市民の善意によって拠出された募金の配分については使途を明確にし、地域福祉の推進に有効活用する。
	(2) 歳末たすけあい運動	地域住民の協力のもと、新たな年を迎える時期に援助や支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう越年金配分を行うとともに、地域福祉事業活動資金として活用する。
12. 赤十字活動	(1) 赤十字思想の普及及び会員・会費の増強運動	パンフレットやチラシ等を活用して赤十字思想を広く市民に普及して運動への理解を求め、支部社協や自治公民館長の協力をいただき、会員・会費の増強に努める。また、赤十字奉仕団の支援を行う。